


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和2年度東大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱 について		区分		1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	財政課、会計課				
<p>1. 要 旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>①令和2年4月分児童手当（本則給付）対象者</p> <p>②令和2年3月分の児童手当（本則給付）受給者で、児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過又は死亡したことにより、受給すべき事由が消滅した者</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき10,000円</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>子育て世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月13日 東京都から、実施に係る通知（内閣府通知）を收受</li> <li>令和2年4月20日 閣議決定</li> <li>令和2年4月30日 国予算成立</li> </ul>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定事務を行いたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。